

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 全国自治宝くじ事務協議会規約の変更(財政課)

西日本宝くじ事務協議会規約の変更(〃)

字の区域の変更等(市町村振興課)

県営土地改良事業計画の変更(農村整備課)

土地改良法による換地処分(〃)

入会林野整備計画の認可(林務課)

県道の区域の変更(道路課)

一般国道の供用の開始(〃)

県道の供用の開始(〃)

電線共同溝を整備すべき道路の指定(〃)

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市計画課)

都市公園の供用の開始(〃)

都市計画の変更(二件)(〃)

開発行為に関する工事の完了(〃)

公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事の完了(下水道課)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防利水課)

◇ 選 管 告 示 鳥取県議会議員一般選挙におけるポスター掲示の開始の日

## 告 示

### 鳥取県告示第二百十号

全国自治宝くじ事務協議会規約を次のとおり変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六においてその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

平成十一年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第十八条第二項中「受託銀行」を「受託銀行等」に改める。

第十九条第二項中「銀行」を「銀行等」に改める。

### 附 則

この規約は、平成十一年四月一日から施行する。

### 鳥取県告示第二百十一号

西日本宝くじ事務協議会規約を次のとおり変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六においてその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

平成十一年三月三十日



<p>と一体をなす国有地の一部 大字山根字竹ヶハナ一三八の二の一部、一四二の一、一四三、一四四及びこれらと一体をなす国有地並びに一三八の六、一三八の二と一体をなす国有地</p>	<p>大字山根字中河原 大字山根字中河原のうち九六、九七の一、九七の五、九八の一、九八の七、九九の一、九九の二、一〇〇の五、一〇〇の七、一〇二の一、一〇七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字三田字岸ノ下二六〇の一の一部、二六〇の四の一部、二六一の二、二七一の二、二七二の一、二七三、二七四の一、二七四の八、二七五、二七六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字山根字竹ヶハナ 大字山根字竹ヶハナのうち一三八の一の一部、一四二の一、一四三、一四四及びこれらと一体をなす国有地並びに一三八の六、一三八の二と一体をなす国有地以外の区域 大字山根字折居ノ向三〇の二、三〇の三及びこれらと一体をなす国有地並びに三一〇の一、三二〇の一と一体をなす国有地 大字三田字石田二七八の二、二八三の四、二八五の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字山根字長ヶ谷 大字山根字長ヶ谷のうち一六〇の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字山根字折居ノ向のうち三一〇の二、三一〇の三及びこれらと一体をなす国有地並びに三一〇の一、三二〇の一と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字山根字能座 大字山根字能座のうち四九六の二、四九七と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字山根字北田のうち五〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇五、五二二、五二三の一、五二三の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字山根字長通り五三七の二の一部、五三八の一部、五三九の二</p>
<p>及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字山根字長通り 大字山根字能座四九六の二、四九七と一体をなす国有地の一部 大字山根字北田五〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇五、五二二、五二三の一、五二三の三と一体をなす国有地の一部 大字山根字長通りのうち五二九の一部、五三七の二の一部、五三八の一部、五三九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに五二四の三と一体をなす国有地以外の区域 大字山根字寺坂五五九の一部、五六二、五六二の一の一部、五六三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五五四、五七五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字山根字寺坂 大字山根字寺坂のうち五五九の一部、五六二、五六二の一の一部、五六三の一部、五六七の一部、五六八の一部、五七五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五五四、五六四、五七五と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字山根字家廻り六二七の一部、六三三から六三六までの一部、六三七及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字山根字家廻り 大字山根字長通り五二九の一部並びに五二四の三と一体をなす国有地の一部 大字山根字寺坂五六七の一部、五六八の一部、五七五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五六四、五七五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字山根字穂見口 大字山根字家廻り六七三及びこれらと一体をなす国有地 大字山根字遠尾尻八四五の二</p>

大字山根字オカタ	大字山根字穂見口の全域 大字穂見字ツエノ下三の一
大字山根字オカタ	大字山根字オカタのうち六九八の一部、七〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字山根字迎田七〇四の一の一部 大字埴師字塩田八の一部、八の一の一部、九の一部、一〇の一部、一〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字山根字迎田	大字山根字オカタ七〇一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字山根字迎田のうち七〇四の一の一部、七三六の一の一部、七三六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字埴師字塩田八の一部、八の一の一部、九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七と一体をなす国有地の一部
大字山根字遠尾尻	大字山根字遠尾尻のうち八四五の二以外の区域
大字木原字ホキ	大字木原字ホキのうち四の三の一部、六の六、六の七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字木原字於猿田一〇の一部、一二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字木原字於猿田	大字木原字花生田四一の一部、四二の二の一部、四二の四の一部、四三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字木原字於猿田のうち一〇の一部、一二の一部、三三の三の一部、三三の六の一部、三四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字木原字花生田三七の二の一部、三七の三の一部
大字木原字花生田	大字木原字ホキ四の三の一部、六の六、六の七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字木原字於猿田一二の一部、三三の三の一部、三三の六の一部、三四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五と一体をなす国有地の一部 大字木原字花生田のうち三七の二の一部、三七の三の一部、三九の二の一部、三九の六の一部、三九の八の一部、四一の二の一部、四二の二の一部、四二の四の一部、四三の二の一部、五一の二の一部
大字木原字石ヶ立	一部、五二の一の一部、五三の一の一部、五三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字木原字花生田三九の二の一部、三九の六の一部、三九の八の一部、五一の一の一部、五二の一の一部、五三の一の一部、五三の二及びこれらと一体をなす国有地 大字木原字石ヶ立のうち六五の一の一部、六五の二の一部、六六の一の一部、六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六三の一と一体をなす国有地以外の区域 大字木原字前田六七の三、六七の四の一部、七九の一の一部、七九の二及びこれらと一体をなす国有地 大字木原字仲田一六二の二の一部、一六五の二の一部、一六五の八の一部並びに一六三の二、一六六の五、一六六の九と一体をなす国有地の一部
大字木原字前田	大字木原字石ヶ立六五の一の一部、六五の二の一部、六六の一の一部、六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字木原字前田のうち六七の三、六七の四の一部、七九の一の一部、七九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字木原字曲り一五九と一体をなす国有地の一部 大字木原字仲田一六二の一、一六二の二、一六二の三と一体をなす国有地の一部
大字木原字曲り	大字木原字曲りのうち一四九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一五〇の二、一五二の四、一五九と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字木原字仲田一六一の一の一部、一六一の二の一部、一六二の一、一六二の二の一部、一六二の三、一六二の五の一部、一六八の一部、一六九の二の一部、一七〇の一部、一七二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字木原字仲田	大字木原字石ヶ立六三の一と一体をなす国有地の一部 大字木原字曲り一四九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一五〇の二、一五二の四、一五九と一体をなす国有地の一部 大字木原字仲田のうち一六一の一の一部、一六一の二の一部、一

<p>大字木原字八右エ門河原          大字木原字八右エ門河原のうち一七五、一七六の八、一七八の三、一七八の五、一七八の八、一七八の一〇と一体をなす国有地の一部          大字木原字宮郡家一九六、一九七、一九七の一、二〇二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字木原字宮郡家          大字木原字宮郡家のうち一九六、一九七、一九七の一、二〇二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字横田字勝手          大字横田字勝手のうち五の二の一部、一三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二の次二と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字横田字岩ヶ鼻一四の一部          大字横田字前田五三の一の一部、五三の四の一部、五四、五五、五六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字横田字岩ヶ鼻          大字横田字勝手二の次二と一体をなす国有地の一部          大字横田字岩ヶ鼻のうち一四の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域          大字横田字前田三五の一部、三六の一部、三七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字横田字前田          大字横田字勝手五の二の一部、一三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字横田字岩ヶ鼻一四の一部及びこれと一体をなす国有地          大字横田字前田のうち三五の一部、三六の一部、三七の一の一部、五三の一の一部、五三の四の一部、五四、五五、五六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇の三、五〇の八、六〇の二、</p>
---	--	--	--	--

<p>大字横田字形部田          六一の一、六一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字横田字形部田六二の一の一部、六三の一部、六四の一の一部、六五の次一</p>	<p>大字横田字形部田          大字横田字前田五〇の三、五〇の八、六〇の二、六一の一、六一の二と一体をなす国有地の一部          大字横田字形部田のうち六二の一の一部、六三の一部、六四の一の一部、六五の次一及び七二から七四まで、七六の一、七七の二、七八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字横田字南田          大字横田字形部田七二から七四まで、七六の一、七七の二、七八の二と一体をなす国有地の一部          大字横田字南田のうち一〇三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一〇八と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字横田字谷口一二九から一三一までと一体をなす国有地の一部          大字三吉字平三田五から八までの一部、一〇の一部、一〇の一、一一、一二、一三の一部、一四の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字三吉字彦右衛門田一五の一部、一七の一の一部、一八の一部、二〇の一部、二一の一の一部、二二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字横田字谷口          大字横田字谷口のうち一三八の二の一部、一三八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二九から一三一まで、一四一と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字横田字山ノ神元一五六の二の一部</p>	<p>大字横田字山ノ神元          大字横田字谷口一三八の二の一部、一三八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四一と一体をなす国有地の一部          大字横田字山ノ神元のうち一五六の二の一部以外の区域</p>	<p>大字横田字西岡          大字横田字南田一〇三の一部及びこれと一体をなす国有地          大字横田字西岡の全域          大字三吉字岡田一、一の一、二、三及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字三吉字平三田五の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
--	--	---	--	---	--

大字横田字小谷奥	大字横田字南田一〇八と一体をなす国有地の一部 大字横田字谷口一三一と一体をなす国有地の一部 大字横田字小谷奥の全域
大字埴師字塩田	大字山根字オカタ六九八の一部及びこれと一体をなす国有地 大字山根字迎田七三六の一部、七三六の三及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字埴師字塩田のうち八の一部、八の一、九、一〇の一部、一〇の二の一部、三九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字埴師字上塩田六三の一部、六四の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字埴師字上塩田	大字埴師字塩田三九の一部及びこれと一体をなす国有地 大字埴師字上塩田のうち六三の一部、六四の一部、七九の一部、七九の二の一部、八一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字埴師字後谷口八二の一部及びこれと一体をなす国有地
大字埴師字後谷口	大字埴師字上塩田七九の一部、七九の二の一部、八一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字埴師字後谷口のうち八二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字埴師字カウゲ田	大字埴師字カウゲ田のうち五七六の三の一部、五七八の二の一部、五七八の三、五七九、五八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字埴師字ムソノ神五九三の四の一部、五九七の二の一部、五九八、五九九、六〇〇から六〇二までの一部、六〇三の三の一部、六〇三の四の一部、六〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字埴師字竹ヶ鼻八五五の一部、八五七の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字埴師字ムソノ神	大字埴師字ムソノ神のうち五九三の四の一部、五九七の二の一部、五九八、五九九、六〇〇から六〇二までの一部、六〇三の三の一部
大字埴師字石田	部、六〇三の四の一部、六〇四の二の一部、六〇五の二の一部、六〇五の三の一部、六〇七の一部、六〇九の一部、六一〇の一部、六一〇の二の一部、六二八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字埴師字石田六九四の二の一部、六九四の三の一部 大字埴師字竹ヶ鼻八五四の一部、八五五の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字埴師字地福寺	大字埴師字ムソノ神六〇九の一部、六一〇の一部、六一〇の二の一部、六二八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字埴師字石田のうち六八八の二、六八九の三、六九四の二の一部、六九四の三の一部、七〇二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六八七の三、六八九の一と一体をなす国有地以外の区域 大字埴師字地福寺八三三、八三三の二、八四七、八四八、八四九の次一、八四九の次二、八五二と一体をなす国有地の一部 大字埴師字サギノス七〇四と一体をなす国有地の一部
大字埴師字サギノス	大字埴師字地福寺のうち八四九の五、八五〇の三、八五〇の四及びこれらと一体をなす国有地並びに八三三、八三三の二、八四七、八四八、八四九の次一、八四九の次二、八五〇の二、八五一の二、八五二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字埴師字竹ヶ鼻	大字埴師字石田六八八の二、六八九の三、七〇二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六八七の三、六八九の一と一体をなす国有地の一部 大字埴師字サギノスのうち七〇四と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字埴師字カウゲ田	大字埴師字カウゲ田五七六の三の一部、五七八の二の一部、五七八の三、五七九、五八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字埴師字ムソノ神六〇五の二の一部、六〇五の三の一部、六〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字埴師字地福寺八四九の五、八五〇の三、八五〇の四及びこれらと一体をなす国有地並びに八五〇の二、八五一の二と一体をなす国有地

大字埴師字ムカエ	<p>す国有地</p> <p>大字埴師字竹ヶ鼻のうち八五四の一部、八五五の一部、八五七の一部、八六四の二の一部、八六五の二の一部、八六七の四の一部、八六七の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字埴師字ムカエ八七三の次一と一体をなす国有地の一部</p>
大字埴師字竹ヶ鼻八六四の二の一部、八六五の二の一部、八六七の四の一部、八六七の八及びこれらと一体をなす国有地	<p>大字埴師字竹ヶ鼻八六四の二の一部、八六五の二の一部、八六七の四の一部、八六七の八及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字埴師字ムカエのうち八七三の次一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字三吉字岡田	<p>大字三吉字岡田のうち一、一の一、二、三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字三吉字彦右衛門田	<p>大字三吉字彦右衛門田のうち一五から一七まで、一七の一、一八から二〇まで、二一の一、二二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字三吉字彦又衛門田	<p>大字三吉字平三田九の一部、一三の一部、一四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字三吉字彦右衛門田一五の一部、一六、一七、一七の二の一部、一八の一部、一九、二〇の一部、二二の二の一部、二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字三吉字又右衛門田のうち三四の三の一部、三五の二、三六の一、三九の二の一部、三九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字三吉字忠四郎田	<p>大字三吉字忠四郎田四一、四二の一部、四三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字三吉字岡田一と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字三吉字平三田五から一〇までの一部、一三の一部、一四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字三吉字忠四郎田のうち四一、四二から四六までの一部、四六の一、四七、五〇の一部、五三の二の一部、五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字三吉字鍛治田五七の一部、五八の二の一部、五九の一部及び</p>

大字三吉字檜木ヶ坪	<p>これらと一体をなす国有地</p> <p>大字三吉字檜木ヶ坪のうち五五の一部、五五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字三吉字鍛治田	<p>大字三吉字忠四郎田四三から四五までの一部、四六の一部、四六の二の一部、四七、五〇の一部、五三の二の一部、五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字三吉字檜木ヶ坪五五の一部、五五の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字三吉字堂ノ本	<p>大字三吉字鍛治田のうち五七の一部、五八の二の一部、五九の一部、六一の一部、六二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字三吉字四久保田八八の一と一体をなす国有地</p> <p>大字三吉字一反正田九二の一部、九三の一部、九三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字三吉字又右衛門田三四の三の一部、三五の二、三六の二、三九の二の一部、三九の三及びこれらと一体をなす国有地	<p>大字三吉字又右衛門田三四の三の一部、三五の二、三六の二、三九の二の一部、三九の三及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字三吉字忠四郎田四三から四五までの一部、四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字三吉字鍛治田六一の一部、六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字三吉字堂ノ本のうち六三から六五までの一部、六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字三吉字四久保田	<p>大字三吉字鍛治田六二の二の一部、六二の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字三吉字堂ノ本六三から六五までの一部、六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字三吉字四久保田のうち八八の二の一部、八九の二の一部、九〇の一部、九一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字三吉字梅ヶ坪一二三の二、一二三の二、一二四の一部、一二五の一部、一三一の三の一部、一三一の二及びこれらと一体を</p>

<p>大字三吉字正ノ田一三二の一七、一三二の一八及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字三吉字客ノ谷 大字三吉字檜木ヶ坪五五の一部及びこれと一体をなす国有地 大字三吉字客ノ谷のうち九五、九五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字三吉字ヒガン田 大字三吉字檜木ヶ坪五五の一部及びこれと一体をなす国有地 大字三吉字四久保田八八の一の一部、八九の一の一部、九〇の一部、九一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字三吉字一反正田のうち九二の一部、九三の一部、九三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字三吉字客ノ谷九五、九五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字三吉字ヒガン田のうち一一四の二の一部、一一四の三の一部、一一五、一一六、一一七の一部、一一九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字三吉字ダイ 大字三吉字四久保田九一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字三吉字ヒガン田一一四の二の一部、一一四の三の一部、一一五、一一六、一一七の一部、一一九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字三吉字ダイのうち一二〇の一部以外の区域 大字三吉字梅ヶ坪一二五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一二六の二から一二六の三までと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字三吉字梅ヶ坪 大字三吉字梅ヶ坪のうち一二三の一、一二三の二、一二四の一部、一二五の一部、一二三の三の一部、一二三の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一二六の二から一二六の三までと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字三吉字正ノ谷 大字三吉字正ノ田のうち一三二の一七、一三二の一八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字三吉字市左衛門屋敷 大字三吉字市左衛門屋敷のうち一六九、一七一の一、一七一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字三吉字暇ノ上 へ 大字三吉字暇ノ上へのうち一九六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字三吉字土居ノ前 大字三吉字暇ノ上へ一九六の二と一体をなす国有地の一部 大字三吉字土居ノ前のうち一九八の二、一九九の二、二〇〇の一の一部、二〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字三吉字水掛ケ二〇一の二、二〇一の一〇及びこれらと一体をなす国有地 大字三吉字中河原四四八の一、四四八の三、四四八の四の一部、四四九の三、四五〇の一、四五一の二、四五二の二、四五三の二、四五三の二、四五四の五及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字三吉字水掛ケ 大字三吉字土居ノ前一九八の二、一九九の二、二〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字三吉字水掛ケのうち二〇一の二、二〇一の一〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字三吉字南田二〇三の一部、二〇三の一、二〇四の二の一部、二〇五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字三吉字上土居二二三の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字三吉字上土居 大字三吉字南田二〇五の二の一部、二〇五の二の一部、二〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字三吉字砂田二〇七の一部及びこれと一体をなす国有地 大字三吉字上土居のうち二一一の一部、二二三の二の一部、二二三の二、二二三の二の一部、二二九の四、二二九の四、二二九の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字三吉字香賀 大字三吉字上土居二一一の一部、二二三の二の一部、二二三の二、二二九の四、二二九の四及びこれらと一体をなす国有地 大字三吉字香賀のうち二二二の五の一部以外の区域 大字三吉字エトク三四七と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字三吉字五郎兵衛元 大字三吉字市左衛門屋敷一六九、一七一の一、一七一の二と一体をなす国有地の一部</p>	



大字三吉字穴畑	大字三吉字五郎兵衛元の全域 大字三吉字穴畑二五二、二五二の一、二五二の二、二五三、二五五と一体をなす国有地の一部
大字三吉字オノ木	大字三吉字穴畑のうち二五二、二五二の一、二五二の二、二五三、二五五と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字三吉字土居ノ前二〇〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字三吉字オノ木のうち三三五の三、三三五の五、三三六の一、三三六の四、三三七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字三吉字中河原四四八の四の一部
大字三吉字エトク	大字三吉字土居ノ前二〇〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字三吉字南田二〇三の一部、二〇四の一、二〇四の二の一部、二〇五の一の一部、二〇五の二、二〇五の次一の一部、二〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字三吉字砂田のうち二〇七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字三吉字オノ木三三五の三、三三五の五、三三六の一、三三六の四、三三七の一及びこれらと一体をなす国有地 大字三吉字エトクのうち三五二の一部、三五三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三四七と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字三吉字寺土居	大字三吉字寺土居三六二の一部、三六三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五四、三五四の一、三五五の一と一体をなす国有地の一部 大字三吉字大門三九〇の四、三九〇の五と一体をなす国有地の一部 大字三吉字エトク三五二の一部、三五三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字三吉字寺土居のうち三六二の一部、三六三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字三吉字大門	れらと一体をなす国有地並びに三五四、三五四の一、三五五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字三吉字大門のうち三九〇の四、三九〇の五と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字三吉字中河原	大字三吉字中河原のうち四四八の一、四四八の三、四四八の四、四四九の三、四五〇の一、四五二の二、四五三の一、四五三の二、四五四の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字三吉字松谷口	大字三吉字松谷口のうち四八七、四八七の一、四八七の二、四八八と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字三吉字東南田五〇三の一部、五〇四の一部、五〇五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇二と一体をなす国有地の一部
大字三吉字東南田	大字三吉字松谷口四八七、四八七の一、四八七の二、四八八と一体をなす国有地の一部 大字三吉字東南田のうち五〇三の一部、五〇四の一部、五〇五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇二、五一八と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字三吉字宮下五三七の二の一部及びこれと一体をなす国有地
大字三吉字宮下	大字三吉字東南田五一八と一体をなす国有地の一部 大字三吉字宮下のうち五三七の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字三吉字宮ノ下モ八〇五の二
大字三吉字矢田口	大字三吉字矢田口のうち六〇四の一、六〇五から六〇九まで、六〇九の一、六一〇、六一〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字三吉字東上河原	大字三吉字矢田口六一〇の一部、六一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字三吉字東上河原のうち六二六の三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六二二の一、六二六の一、六二六の四、六二六の

大字三吉字ミトロ	九、六二六の一〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字三吉字矢田口六〇四の一、六〇五から六〇九まで、六〇九の一、六一〇の一部、六一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字三吉字東上河原六二六の三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六二二の一、六二六の一、六二六の四、六二六の九、六二六の一〇と一体をなす国有地の一部
大字三吉字宮ノ下モ	大字三吉字ミトロのうち六五〇の一部、六五一、六五二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六四九と一体をなす国有地以外の区域
大字三吉字宮ノ下モ	大字三吉字宮ノ下モのうち八〇五の二以外の区域
大字慶所字平田流	大字慶所字平田流のうち三四の一の一部、三七の一部、三八の一部以外の区域
大字慶所字城円寺四〇の一、四〇の三、五七と一体をなす国有地	大字慶所字城円寺四〇の一、四〇の三、五七と一体をなす国有地
大字慶所字石田六七の一部、六八の次一、六九の次一、六九の三、六九の五、六九の六、六九の次一、七〇の四、七四の四、七六の一部、八〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字慶所字石田六七の一部、六八の一部、六八の次一、六八の次二、六九の次一、六九の三、六九の五、六九の六、六九の次一、七〇の四、七四の四、七六の一部、八〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字三吉字ミトロ六五〇の一部、六五一、六五二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六四九と一体をなす国有地	大字三吉字ミトロ六五〇の一部、六五一、六五二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六四九と一体をなす国有地
大字慶所字平田流三四の一の一部、三七の一部、三八の一部	大字慶所字平田流三四の一の一部、三七の一部、三八の一部
大字慶所字城円寺のうち四四、五七の一部、五八の一部、五九、六〇の一、六〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇の一、四〇の三と一体をなす国有地以外の区域	大字慶所字城円寺のうち四四、五七の一部、五八の一部、五九、六〇の一、六〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇の一、四〇の三と一体をなす国有地以外の区域
大字慶所字小谷六一と一体をなす国有地の一部	大字慶所字小谷六一と一体をなす国有地の一部
大字慶所字小谷	大字慶所字小谷のうち六一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字慶所字石田	大字慶所字城円寺五七の一部、五八の一部、五九、六〇の一、六〇の二及びこれらと一体をなす国有地

  

大字慶所字岡流	大字慶所字石田のうち六七、六八、六八の次一、六八の次二、六九の三、六九の五、六九の六、六九の次一、七〇の四、七四の四、七六の一部、八〇の一から八〇の三までの一部、八〇の四、八〇の五、八二の一部、八二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字慶所字倉見田	大字慶所字岡流八四の二の一部、八五の二から八五の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八六の一と一体をなす国有地の一部
大字慶所字奥田	大字慶所字土居一九〇の四の一部及びこれと一体をなす国有地
大字慶所字藤屋根	大字慶所字岡流のうち八三の一から八三の三まで、八四の一から八四の三まで、八五の二から八五の四までの一部、八七の一の一部、八七の二の一部、八八の二の一部、八九の一の一部、九三の五の一部、九三の次一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字慶所字スケ谷	大字慶所字倉見田一〇二の三の一部及びこれと一体をなす国有地
大字慶所字土居	大字慶所字奥田一〇二の四及びこれと一体をなす国有地
大字慶所字石田八〇の二の一部、八〇の三の一部、八〇の四、八〇の五、八一の一部、八一の二	大字慶所字藤屋根一九と一体をなす国有地の一部
大字慶所字奥田	大字慶所字奥田のうち一一二の四及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字慶所字藤屋根	大字慶所字藤屋根のうち一一九と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字慶所字スケ谷	大字慶所字スケ谷のうち一二八、一二八の一、一二八の次一、一二九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字慶所字土居	大字慶所字石田八〇の二の一部、八〇の三の一部、八〇の四、八〇の五、八一の一部、八一の二

<p>大字慶所字前田</p>	<p>大字慶所字岡流八三の二から八三の三まで、八四の一、八四の二の一部、八四の三、八五の二の一部、八五の三の一部、八七の一の一部、八七の二の一部、八八の二の一部、八九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字慶所字スケ谷二二八の一部、一二八の一、一二八の次一の一部、一二九及びこれらと一体をなす国有地          大字慶所字土居のうち一九〇の四の一部、二二二の四の一部、二二三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字慶所字通り木二六七の七の一部、二六九の一部、二七〇の一六の一部          大字慶所字堂之上二七二の二の一部、二七二の次一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字慶所字前河原</p>	<p>大字慶所字前田の全域          大字慶所字前河原二五四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二五三の一、二五五の次一、三七五と一体をなす国有地の一部          大字慶所字上河原二五八の次一の一部及びこれと一体をなす国有地          大字慶所字通り木二六三の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字慶所字上河原</p>	<p>大字慶所字前河原のうち二五四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二五三の一、二五五の次一、三七五と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字慶所字上河原二五八の四の一部、二五八の次一の一部、二五九の五、二六〇の一の一部、二六〇の二、二六一の一の一部、二六一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字慶所字通り木</p>	<p>大字慶所字土居二二二の四の一部、二二三の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字慶所字上河原二五八の次一の一部、二六〇の一の一部、二六〇の二、二六一の一の一部、二六一の二及びこれらと一体をなす</p>

<p>大字慶所字堂之上</p>	<p>国有地          大字慶所字通り木のうち二六三の一部、二六七の七の一部、二六九の一部、二七〇の一六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字慶所字堂之上二七二の二の一部、二七二の一の一部、二七二の次一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字三田字岸ノ下</p>	<p>大字慶所字堂之上のうち二七二の一部、二七二の一の一部、二七二の次一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字三田字岸ノ下のうち二五九の二、二六〇の一、二六〇の四、二六一の二、二七一の二、二七二の一、二七三、二七四の一、二七四の八、二七五、二七六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字三田字石田</p>	<p>大字三田字岸ノ下二五九の二、二六〇の一の一部、二六〇の四の一部、二七六の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字三田字石田のうち二七八の二、二八三の四、二八五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字穂見字ツエノ下</p>	<p>大字穂見字ツエノ下のうち三の一以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字山根字出晴、大字三吉字平三田、大字三吉字一反正田、大字三吉字南田、大字三吉字砂田</p>
<p><b>鳥取県告示第二百十三号</b>          土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業大国地区農業用排水、区画整理、農道整備、暗きょ排水及び客土）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成十一年三月三十日</p>	

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年三月三十一日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る智頭地区第一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十一年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百十五号

岩美郡岩美町大字銀山三三三二銀山入会林野整備組合代表者山本澄男から申請のあった銀山入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、平成十一年三月二十五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十一年三月三十日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十一年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更後		変更前	
	変更後	変更前	変更前	変更前
溝口伯太線	日野郡溝口町字代字岸ノ前三三五一―一地从先から西伯郡会見町朝金字下コチャ七六一―二地先まで	日野郡溝口町字代字岸ノ前三三五一―一地从先から同町鶴田字ザン谷ノ一 四三六一―二地先まで	日野郡溝口町字代字岸ノ前三三五一―一地从先から同町字代字ナラシカ谷四五四地先まで	日野郡溝口町字代字岸ノ前三三五一―一地从先から同町字代字ナラシカ谷四五四地先まで
	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	一三・三 一四一・〇	五、八七五・〇	六・五 三八・五	四・三 三四・五

**鳥取県告示第二百十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成十一年三月三十日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十一年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
一八〇号	米子市新山字細田一二六五地先から同市陰田町一四八九一―地先まで	平成十一年四月一日

**鳥取県告示第二百十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成十一年三月三十日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十一年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
溝口伯太線	西伯郡会見町鶴田字福鯛四〇七―一―地先から同町朝金字下コチャ七六八―二―地先まで	平成十一年三月三十日

**鳥取県告示第二百十九号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十一年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋里吉方線	鳥取市富安一丁目三二―地先から同市富安一丁目六四―地先まで

**鳥取県告示第二百二十号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、三朝町大瀬第一地区土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十一年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 事業施行期間  
変更なし
- 二 施行地区  
変更なし
- 三 事務所の所在地  
三朝町大字大瀬九九九―二―三朝町役場建設課内
- 四 設立認可の年月日

平成十年十月二十六日  
五 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

六 公告の方法

三朝町役場及び施行地区周辺の大瀬区の掲示場に掲示する。

七 変更認可の年月日

平成十一年三月二十四日

**鳥取県告示第二百二十一号**

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により告示する。

平成十一年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

二 位置

東伯郡東郷町大字引地

三 区域

別紙図面のとおり

四 供用開始の期日

平成十一年三月三十日

（別紙図面）は、省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。）

**鳥取県告示第二百二十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市

計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成十一年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路三・六・四号立川甑山線

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

岩美郡国府町大字町屋字萬水河原及び字中瀬

削除する部分

岩美郡国府町大字町屋字川田及び字扇子田

**鳥取県告示第二百二十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成十一年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画天神川流域下水道

二 都市計画を変更する土地の区域  
追加する部分

倉吉市大谷字中尾、不入岡字一本榎、字明現、字大林、字高畑、字荒神畑、字宮ノ下、字堀、字湯ノ上、字中堀、字奥屋敷、字堂面、字鋤先、字弥次兵衛、字東前、字三反田、字垣ノ内、字新名原、字三度舞、字沢ベリ、字東畑、字大平ル及び字茅林、国府字北内、字屋敷、字東前、字塚塚、字中屋敷、字宮ノ下、字塔堂寺、字明現、字法花寺及び字上屋敷、国分寺字東畑、字雑シ、字雑シ畑、字屋敷、字上前田、字三反田、字六反田、字兵庫谷平、字下前田、字河原毛田及び字宮ノ谷、福光字今倉田、字北田、字屋敷、字平田、字城ノ内、字城ノ前、字代田、字木ヶ坪、字下石ソ子及び字上石ソ子、和田字野畑、字和田境、字東屋敷、字西屋敷、字井津尻、字北田、字東野尻、字上畑田及び字西門、和田東町字中島、字下畑田、字樋ノ外、字菱田、字池田、字向山及び字道和寺、馬場町、広栄町字広栄、大原字大開、字千町、字山ノ下、字裾ヶ谷、字松ノ木谷口、字宮ノ下、字儀瀬田、字清水、字六地藏、字屋敷通り、字寺ノ谷、字大門谷口、字上河原、字尾山、字池ノ尾口及び字井手口、北野字中庄路、字野ノ下夕、字上ミ野前、字八反田、字下河原、字前田、字屋敷、字大坪、字井手ノ上、字行留メ及び字水上並びに生田字西上河原、東伯郡関金町大字松河原字横峯、字若林、字下若林、字上番原、字京田及び字向田、大字安歩字黒谷、大字関金宿字佐野山、字唐鴨山、字唐鴨、字山ノ平一、字山ノ平二、字山ノ平三及び字寺屋敷、大字郡家字横路、字ズバヒ谷、字谷田、字法大神、字下高下、字堂附、字棚谷口、字隅ノ内、字出口、字中津、字牛尊口、字柚子ノ木、字向河内、字山根、字横垣及び字堂ノ本並びに大字山口字寺ノ前、字法大神、字屋敷、字新助字家ノ前、字出畑、字塚根、字横路、字山横路、字机原、字前田、字屋敷通、字上ミ前田、字上屋敷通及び字大山口、同郡羽合町大字赤池字古堂、大字田後字二ノ堀並びに大字長瀬字八町、字北寺屋敷及び字岸、同郡東郷町大字長和田字三通田並び

に同郡三朝町大字今泉字岸ノ下、字上ノ山、字前田、字荒堀、字矢射谷口、字深沼、字戸尻、字畑田、字川上及び字石田、大字鎌田字深田、字前田、字堂ノ前及び字早稲田、大字余戸字新崎、字新宮、字村通、字深田、字杉縄及び字切立、大字吉田字石田、字境田、字水引口、字水引谷、字定田、字寺ノ前、字下屋敷、字堀り、字上ミ村通及び字宮ノ前、大字片柴字増野、字郷道、字別所、字空庄、字前田、字岡ノ前、字流滝、字岡、字上天満、字天満、字曲り田及び字五反田、大字坂本字山崎、字下逸散原、字鳥帽安岩、字砂休、字才ノ前、字丹波屋敷、字川ノ上、字小田、字蓬生、字坪谷、字上ミ河原、字寶大神、字清永田、字居護、字大田、字前垣、字家ノ上、字宮谷及び字市田並びに大字高橋字坂根

変更する部分

倉吉市北野字大石橋及び生田字西河原、東伯郡関金町大字大鳥居字新林峯、字新林、字下朝干、字崩橋、字ゴゴロ及び字八王子前、大字安歩字志里塚、字宮ノ前及び字下大向並びに大字関金宿字柿ノ木田、字宮ノタワ、字ジャキ谷、字大坪、字茶山及び字茶山平、同郡羽合町大字字野字浜屋敷、字谷尻、字磯坪及び字下大田、大字橋津字根瀧及び字二ノ浜屋敷、大字長瀬字二ノ新川前、大字赤池字上通り、字本ノ土井及び字河端並びに大字田後字井尻並びに同郡東郷町大字門田字小五郎、字大藪、大字長江字沖代々、大字引地字頃木松、大字久見字京免、字大坪及び字樋ノ詰並びに大字田畑字山崎

鳥取県告示第二百二十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成十年二月十六日 鳥取県指令都計三一二第十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字板橋

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市安倍一〇三一一

株式会社 ユニサン

代表取締役 木下 収二

鳥取県告示第二百二十五号

過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定に基づき公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事が完了したので、過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十一年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公共下水道の名称	内 容	区 域	工事の完了の日
八東町特定環境 保全公共下水道	終末処理場	八頭郡八東町大字徳丸字前田の一部	平成十一年三月 三十日
若桜町特定環境 保全公共下水道	終末処理場	八頭郡若桜町大字赤松字大河原の一部	
溝口町特定環境 保全公共下水道	終末処理場	日野郡溝口町上野字河下の一部	

鳥取県告示第二百二十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び鳥取土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十一年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

高路地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 鳥取市高路字井ノ口五五一―三 一号
- 鳥取市高路字村中上分ノ式五〇六 二号
- 鳥取市高路字村中上分九一二 三号
- 鳥取市高路字村中上分九一〇 四号
- 鳥取市高路字村中上分九〇八 五号
- 鳥取市高路字村中上分九〇四 六号
- 鳥取市高路字村中上分九〇三 七号
- 鳥取市高路字宮ノ谷ノ壱三二〇 八号
- 鳥取市高路字村中下分ノ壱四〇一 地先水路敷 九号
- 鳥取市高路字村中下分ノ壱四二二―一 地先道路敷 十号
- 鳥取市高路字村中下分ノ壱四三〇―一 地先道路敷 十一号



二 鳥取市高路字村中上分ノ式四七八一八地先河川敷 十二号

1 名称 奥細見地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 鳥取市細見字村土居四九四一 一号
- 鳥取市細見字小谷六九二一四 二号
- 鳥取市細見字小谷六九二一二 三号
- 鳥取市細見字小谷六八六 四号
- 鳥取市細見字小谷六八八 五号
- 鳥取市細見字小谷六八二 六号
- 鳥取市細見字小谷六七六 七号
- 鳥取市細見字墓谷六七五 八号
- 鳥取市細見字奥葉ヶ谷四六九 九号
- 鳥取市細見字墓谷六七二 十号
- 鳥取市細見字墓谷六七二一 十一号及び十二号
- 鳥取市細見字桑河原四一四一 十三号
- 鳥取市細見字村土居四七九一 十四号
- 鳥取市細見字村土居四八三 十五号
- 鳥取市細見字村土居四九一 十六号

三 1 名称

勝見地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 気高郡気高町大字勝見字村屋敷七一地先道路敷 一号
- 気高郡気高町大字勝見字家ノ上七二三 二号
- 気高郡気高町大字勝見字山ノ上七二〇 三号
- 気高郡気高町大字勝見字山ノ上七二七 四号
- 気高郡気高町大字勝見字東山崎六六〇一〇地先道路敷 五号
- 気高郡気高町大字勝見字東山崎六六八一九 六号
- 気高郡気高町大字勝見字村屋敷五七一三三地先道路敷 七号

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

平成十一年四月十一日執行予定の鳥取県議会議員一般選挙において、鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和五十七年十二月鳥取県条例第三十二号）第一条第一項のポスター掲示場に公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百三十三条第一項第五号のポスターを掲示することができることとなる日を平成十一年四月二日と定めたので、同法第四百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により告示する。

平成十一年三月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦